

フロン排出抑制法に係る府立学校空調機器定期点検等業務に係る入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 8 年 10 月 13 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

1 入札に関する事項

(1) 業務の名称

ア フロン排出抑制法に係る府立学校空調機器定期点検等業務（A グループ）

イ フロン排出抑制法に係る府立学校空調機器定期点検等業務（B グループ）

(2) 業務の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 16 日まで

(4) 履行場所

ア A グループ：府立学校 39 施設 山城高等学校他（別表学校一覧のとおり）

イ B グループ：府立学校 31 施設 北桑田高等学校他（別表学校一覧のとおり）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育庁管理部管理課

電話番号 (075) 414-5770

(2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

3 仕様書の入手方法

(1) 原則として、5 の(1)の期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、5 の(1)の期間（日曜日及び土曜日を除く。）に、2 の(2)の場所へ問い合わせの上、入手すること。（同期間の正午から午後 1 時までの間を除く。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和 7・8・9 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「ビル管理等」 一小分類「空調設備保守点検」

- (3) 京都府内に事業所を設置している者
- (4) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）に係る定期点検について十分な知見を有する技術者を配置できる者
- (5) 空調機器の保守点検業務又はフロン排出抑制法に係る定期点検業務について締結した契約で、審査基準日（令和 8 年 10 月 13 日）から起算して過去 3 年の間に誠実に履行を完了した実績を有している者
- (6) 5 で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、府の指名停止とされていない者

5 入札参加資格の確認手続

資格審査を受けようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、この案件は、原則として電子調達システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う案件である。電子調達システムによりがたい者は、(2) のイにより承諾を得て例外的に書面により提出することができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和 8 年 10 月 21 日（水）まで

（日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1) の期間内に電子調達システムにより (3) の申請書等を提出すること。

なお、(3) のアについては、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

また、(3) のイ及びウについては、確認申請書提出後に 6 の質問受付と同様の方法で、電子調達システムにより提出すること。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第 19 条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1) の期間内に 2 の(2) の場所に申請書等を持参すること。なお、郵送での提出は認めない。

(3) 提出書類

確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 確認申請書

イ 配置予定技術者名簿（第 1 号様式）

ウ 業務実績調書（第 2 号様式）

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、令和 8 年 11 月 4 日（水）までに別途通知する。

(5) その他

ア 提出書類は A 4 判で作成し、1 部提出すること。

- イ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。
- ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。
- エ 資料等の提出
申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- オ その他
申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

- ア 電子調達システムにより提出すること。
- イ 紙入札者は、以下の点に留意の上、2の(2)の場所へ書面により提出することができる。
 - (ア) 件名は「フロン排出抑制法に係る府立学校空調機器定期点検等業務委託（Aグループ又はBグループ）に関する質問」とすること。
 - (イ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 受付期限

令和8年10月21日（水）午後5時15分まで

(3) 回答

令和8年11月4日（水）までに電子調達システムにより回答する。
なお、紙入札者には、ファクシミリ等により回答する。

7 入札手続

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

令和8年11月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年11月9日（月）午前8時30分から午後3時00分まで

イ 持参による場合の入札書の提出期間、提出先等

(ア) 提出期間

(1)のアに同じ（正午から午後1時までを除く。）

(イ) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課長

ウ 開札日時

令和8年11月9日（月） 午後3時15分

(2) 入札の方法

- ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。
- イ 紙入札者は、(1)のイの(ア)の期間及び(イ)の提出先に、入札書を持参により提出すること。
なお、郵送での提出は認めない。
また、入札書は1の(1)のア及びイの業務別に提出すること。

(ア) 入札書には、入札者の氏名又は名称もしくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない

(イ) 入札者は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「フロン排出抑制法に係る府立学校空調機器定期点検等業務委託（Aグループ又はBグループ） 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

(ウ) 入札書を代理人で提出するときは、委任状を同封すること。

(エ) 再度入札における入札書は、入札書とともに提出するものとし、入札書とは別の封筒に入れ、「フロン排出抑制法に係る府立学校空調機器定期点検等業務委託（Aグループ又はBグループ） 再入札書在中」と記載するとともに、(イ)と同様に封印等の処理をするものとする。

なお、紙入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

ウ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合は、入札を中止することがある。

エ 入札回数は2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に対する総額）に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回することができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、(1)のイの(イ)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。

この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のイの(イ)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4に掲げる入札に参加するものに必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札公告に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札
- カ 電子調達システムの仕様に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
- キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行使をした者又はその疑いのある者のした入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭なため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(10) 再度入札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとし、開札後、速やかにその旨を電子調達システムにより（紙入札者にあたってはファクシミリによる。）通知する。

- イ 再度入札における入札書提出期限及び開札日時は、再入札通知書により、再度入札の参加者に通知する。

なお、当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

- ウ 再度入札参加者は(2)から(7)までの方法により再度入札を行うものとする。

- エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約書作成の要否
要する。

10 入札保証金
免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

13 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

14 支払条件

契約の履行を確認した後、契約代金を支払うものとする。

15 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 電子入札者は、京都府ホームページに掲載されている「京都府物品・役務等電子調達運用基準」を遵守すること。
- (3) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講ずるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 仕様書の「7 貸与資料」に記載の内容は、前回（令和 5・6 年度）点検結果内容となっているため、業務実施時に追加・更新、削除等が必要となる場合がある。
- (5) 入札額積算のため、仕様書の「7 貸与資料」のうち「空調設備台帳」を入札参加資格確認後配布するものとし、以下のとおり手続すること。

【資料受信手続】

- ①入札参加の資格確認申請時に、次のとおり連絡すること。

連絡先：075-432-5985（FAX）

件 名：「フロン排出抑制法に係る府立学校空調機器定期点検等業務の貸与資料」

内 容：申請者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び資料を受信するメールアドレスを記載すること。

- ②入札参加資格確認後、資料を 2 (1) から①に記載のメールアドレスへ送信。

※原則的に①、②のとおり手続するものとするが、受送信手段等の都合により対応できない場合は、2 (1) へ連絡すること。

- (6) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (7) 落札者は、契約の際、入札金額に係る内訳明細書（入札額積算根拠）（第 3 号様式）を提出すること。
- (8) 落札者は、業務実施にあたり、学校運営に支障がないよう学校担当者との間で十分連絡調整を行うこと。